

三 柔 整 た よ り

2011年1月25日発行
平成22年度 第2号



(なばなの里 光のトンネル 桑名市)

 **皆さん明けましておめでとうございます。**

会 長 伊 藤 和 夫

昨年中は本会事業への多大なご協力を有難うございました。

2年前、長期に渡った自民党政権が終結し、期待をかけた民主党政権に変わりやがて1年半位になろうとしてますが、今だデフレスパイラルからの脱却が出来ないまま、政治の混迷と日本経済の低迷で景気の見通しもなかなか定まらず、事業仕分けの影響のせいなのか昨年6月療養費の改定では大変厳しい結果と成ってしまいました。

国の増大する医療費の抑制策を考えると理解しなければならない所もありますが、ただ料金を低く抑えることが適正化なのでしょうか、たとえば自転車で転んだり・転げ落ちたりして4部位、5部位と怪我をしてもそれを2.7部位分の料金で治療しなさいと言うことが本当に適正化と言えるのでしょうか、国はその本質を見ないで目先の数字だけで適正化が出来たと思われるのであれば、柔道整復師として真面目に一生懸命仕事をしている先生達にとっては、非情に悲しく悔しい限りだと思います。国民皆保険制度を堅持し守っていくことに協力しなければならないと思えば、多少のことには耐えなければなりません、これ以上条件を悪くしてはなりません。それには会員皆様の協力が無ければ、自分さえ良ければとか・一人くらいならとか節操の無い請求を平気で続けて出されては、又何らかの処置が施されることになるやもしれません。会訓でもある正しい診断・正しい施術・正しい請求を遵守し三重県柔道整復師会会員としての品格を持って仕事に精進して下さい。

また、公益法人化の進み具合ですが、平成22年12月3日、日整も1回目の公益法人認定の申請書を提出いたしました、また全国社団においても公益法人に向け2,3の都府県が申請し検討中と聞いております。三重県においても県に相談したところ「定款よりもまずは事業内容とそこに支出される公益部分の事業費が5割以上であることが先決です。」これがきっちりと説明が出来なければダメと言うことでした、三重県の場合同じように公益法人を目指していた数件の他の組織は諦めたそうです。

認定申請期日まで3年を切り本会としては総事業費の公益部分5割以上の確保に検討中で、他府県の情報を頂きながら慎重に進めております。

又、日整において全国统一用紙が出来ました、まだまだ完璧とは言えませんが厚労省・国保中央会からOKが出て5号様式となり、全国決済制度に一步近づいたと思います。

会員の先生方には3月施術分から一斉に新申請書用紙でお願いします。本年もご協力のほど宜しくお願い申し上げます。結びに会員の皆様、ご家族様のご健康とご多幸をお祈りし年頭のご挨拶と致します。

新春 対談 田村 憲久衆議院議員・伊藤 和夫会長

平成 22 年 12 月 5 日（日）9 時より

田村 憲久事務所にて（敬称略）



会長：本日は大変お忙しいところ、時間をお取りいただき有難うございます。

このたび本会の広報誌で先生との対談を掲載させていただきたくお邪魔致しました。日頃は先生に大変お世話になっております、萩原日整会長から先生にくれぐれも宜しくお伝え下さいとのことでした。

田村：いえいえこちらこそ、いつもお願いばかりでお世話になっております。

会長：本日のテーマは今後の政局と、景気の見通し、そしてこれからの医療制度改革が我々に密接に係わって来ますので、宜しくお願いします。

田村：事業仕分け等を含んだ話では、去年は大変な目にありましたね。

会長：ええ、一部の柔整師の色々な問題が新聞等で明るみにでてきて、タイミングが悪かったとは思います。

田村：まあ、このような場合真面目に頑張っている方が損をしますから問題ですよ。

会長：かたちは 30 円アップですが、実質はマイナスになっています。非常に厳しい状況です。

田村：かたちの上は 500 円まで上がって一応良いようには見えますが、全体に 4 部位のところは 3 部位に、言ってみれば 4 部位目はゼロ円になったというわけですね。

会長：患者さんによっては転げ落ちたりとかして、4 部位・5 部位と言う現実も有るのです。

田村：どうされるのですか？そんな場合。

会長：それは 4 部位・5 部位とあっても 3 部位までに含まれるということで、それ以上は請求できませんし、治療も拒めません。

田村：5 部位・6 部位の方もいますよね。

会長：だけど包帯や湿布もただではないですしね、そう言う意味では非常に厳しい結果です。

田村：今回の事業仕分けには問題点が多くあります。政治ショーとして・パフォーマンスとして事業仕分けを行う。行えば成果を出さなくてはならない。中身を判断する、しないという以前の問題でしたから。柔整師の先生だけでなく他にもたくさん困っている方々がおられます。「現場を知らないのにひどすぎる」という話をよく聞きますよ。

その他にも、昨年政府が医療監査に警察を投入するというようなことが政策コンテストの提案に出て来たのです。これにはさすがに医療関係者から「我々が犯罪をいつも犯していると思っているのか」との大反発がおきました。

会長：今回の 6 月からの改正内容は、全ての柔整師が本当に悪いことをしているような、疑われた形での改正内容になっていますから・・・。確かに浄化するという意味ではいいのかもしれませんがちょっと行き過ぎではないのかな。

田村：その根底には医療費を抑えていくという現実があつて、確かに行き過ぎているかなと感じています。納得できない状況が続けば、お互いに患者様を含め不幸になるから、その辺は我々がチェックする必要がありますね。

政局の話ですが、結党より 55 年間、自民党は盛衰を繰り返しながら事実上、去年の 8 月に滅びました。今の自民党は新生自民党ですから一から生まれ変わって試行錯誤している最中です。民主党は 55 年間の自民

党の歴史を 1 年 3 ヶ月でやってしまったというぐらい、総理が代わるたびに支持率が乱高下しました。そんなに焦らなくてもいいのと思いますが。しかし民主党が悪いというのもあるかも知れませんが政治に対する評価があまりにも激しくて…。これも原因の一つです。

会長：国民の皆様もそうだと思うのですが、今の民主党の政治のあり方というか、本当にこれで日本はいいのかなと不安を持ちますよね。

田村：期待と不安が入り混じり過ぎて、特にこの 15 年デフレを解消できなかった結果、中小企業で働く方々の賃金が下っている。デフレになれば価格が下がるから給料も下がる、所得が下がれば消費が伸びない。すると又、価格が下がる。これがデフレスパイラル。デフレは物価が下がるから消費者にとっていいと言われますが、企業は困ります。設備投資などの為に借入し返済しなければなりません、単価が下がれば売り上げは下がり、利益が上がりづらくなります。返済に回す余裕もなくなります。一方、若い方々の給与が上らない社会ではローンが組みづらい為、車も買えない、家も建てられない。内需の不振の時代へと突入しました。こういう状況で若い人に「夢と希望を持て」と言っても難しいでしょうね。少子高齢社会となり、人口が減少していく訳ですから、消費も縮小していく大変難しい時代ですが、自民党もこの 15 年くらいは、その政策を反省しなければなりません。明るい未来の描ける中国と描けない我が国。国民のフラストレーションが政権交代の期待感を国民の方々に持たせました。夢・理想は良いが現実がついて来なかった鳩山内閣。普天間の問題や現実と直面、子ども手当も、その結果が失望に変わった。今度、菅さんに代った、菅さんは弁舌爽やかで、民主党には人物が居ると手を叩いた。

すると急に「消費税を上げる」と、マニフェストにも書いてないことを言い出した。それで失望で支持率急落。そこで「政治と金の問題」で日本の政治はおかしくなったと小沢さんと対峙し、菅さんは再び支持率をあげました。国会が始まり小沢さんは国会に招致されず、安全保障では尖閣諸島・北方領土問題、日本はおかしいのではないかと。「政治と金の問題」は？「昔の自民党より悪いのでは」と支持率はドーンと落ちて…。乱高下の末、結局、今の状態です。今の国民の皆さんは「民主党に期待をかけたことが間違いではなかったか」と感じています。一番怖いのは、民主党が何度か期待を裏切りその度失望に代り、いよいよ政治への絶望に繋がって行くのではないかとということです。そうならないようにするのが我々野党の役割で「自民党という政党があるじゃないか。自民党変わってきたな。」と思って頂かないといけません。いや確かに失望した政権交代であったけれど、あの政権交代は自民党が国民政党として立ち直るためのきっかけだったと思えば希望に繋がる。そのために我々が今、野党として何をするか。少子高齢化で、しかも技術がどんどん流失し、資源も何も無い日本が経済的に立ち直る処方箋をつくること。社会保障を維持していくためには経済が成長しなければなりません。だから景気を良くし所得を増やし、同じ料率でも保険料収入の総額が増えてくる状況になれば、今の問題の半分くらいは解決出来ます。



会長：給料が伸びなければ購買力も伸びない。生活力が逼迫して慎重にならざるをえないです。

田村：我々が間違えてならないのは、消費税はひとつの処方箋であり自民党も参議院選挙の公約で消費税を 5% から 10% にというのを挙げました。5% 分上げたときの 12.1 兆円を何に使うという問題ですが、その内 9 兆円は今までの社会保障費の不足分に必要です。今の消費税 5% は予算の総則で、①高齢者医療②介護③基礎年金（国庫負担）この 3 つに充当すると書いてあります。これだけで既に 16 兆円を超えています。現在の消費税収は 12.1 兆円、この中で地方に渡す分があり、国に来る税収は約 7 兆円で、結局 9 兆円が足りないことになります。

ですから、10%まで消費税を上げて、その大半は現行の社会保障費に充当となりますが、残りは、先日我々の出したプランで医療と介護に合わせて 2 兆円を新たに投入します。政府は国費を増さずに高齢者医療を持続させようと言うが持つ訳がありません。保険者への付回しはもう無理、県や市町村の負担は限界に来ています。

国が責任を持って財源を確保しなければなりません。消費税を上げる前提として

我々がまずやるべきことは消費税が上がっても生活の質を落とさなくても良い様に所得が増える社会にもう一度戻すことです。



会長：そうですね、景気が良くならないと。

田村：20 年位前、我々が働き出した頃は毎年月給が 5 千円ほどずつ昇給していました。そんな社会にならなければ消費税を上げるのは難しい。我々政治の責任です。

会長：今、企業はかなり海外へ拠点を移しています。その中で日本の景気を良くするのは非常に難しい部分があるかと思いますが。

田村：もちろん難しい部分もあります。アメリカは IT と金融に力を入れ一時は良かった。ドイツは未だに製造業に力を入れている。日本は輸出大国と言われているが、GDP（国内総生産）に対する輸出の割合は 15% ぐらいです。ドイツですら 3 割弱、韓国は 4 割、などに比べると我が国は輸出産業中心と言いながら輸出の割合は低く、まだまだ輸出で外貨を稼ぐ余力はあるはずですが。何を作る為に、どう技術開発をもたすか。今の日本に問われている課題です。日本では、定年退職された技術者が中国に高い給料で招かれる技術流失が、10 年位前から徐々に起きています。高齢化社会で労働力がどんどん減って行く中で、若年者の失業率が高いのです。日本の雇用法制、解雇法制が厳しく、終身雇用ですから一回雇うと景気が悪いからと言って解雇できない、その結果、若い人を雇わないのです。雇用の流動化をしやすくし、若い人達をどんどん企業が雇い入れる様にする必要があります。それから、どんどん生産人口減る訳で、本来はいかに少ない貴重な労働力を育てて付加価値の高い物を作れるか、富を創出できるかが重要です。そうして育て上げた技術を海外流出しない仕組みを作らなければなりません。その根底には学力・教育を充実させることはもちろん、国として研究開発に投資し、優遇措置・税制などで海外流出を防ぎ、逆に海外から優秀な頭脳はどんどん集めるような環境整備をすることです。アメリカは IT 産業などで中国から優秀な頭脳を集めました。逆に中国はアメリカが連れて行った優秀な頭脳をどんどん中国に戻そうとしています。いや事実戻しています。日本に優秀な頭脳を集めて来るためには、英語が普通に通用する社会にしていくことも必要でしょう。日常生活で英語が通用するには 10 年 15 年、今の子供達が社会人になるまでかかります。しかし、日本が国際化をはたし、競争力を持つためには避けられないことです。もちろん海外で日本人が活躍するためにも語学力がものを言います。

会長：日本語には独特な語源があるのかも分かりませんが、私たちが日本語から外国語の世界へ出ようと思うとすごく難儀しなきゃならないですが、外国から来た人は日本語を割と早く吸収しているような・・・。

田村：FTA、EPA がらみでフィリピン・インドネシアの介護士が来ましたが日本語が全然通用せず試験に受から

ないという事が起きています。柔整師先生方の日本の伝統医学もそうですが、伝統文化と日本語を守ることは大事な事です。ただ日本語を守る事と英語を受け付けけないと言う事は別で、やはり日本で普通に英語を話せるようになることで、初めて日本の情緒、極め細やかに表現の出来る日本語の良さに気付く。外国から優秀な頭脳を招き入れる準備が必要（英語教育）で、本当に中国とこれから商売しようとするなら中国語も必要になってくるかもしれません。とにかく準備が必要です。最近医療ツーリズムなどと言われていますが、それがいい悪いは別として、そのうち柔整師の先生方の施術院に外国人がやって来て診て欲しいということが出てくるかもしれませんね。

会長：グローバル化という点で今、日整はモンゴル・ミクロネシアなどで普及活動を行っています。色んな地方から我々の存在を知ってもらうのも大事な事と思っています。いま JICA の支援を受け少しずつ動いています。

田村：その辺中国はしたたかで、伝統の鍼、気功等を世界的にスタンダードにするためヨーロッパの会議等で紹介して、中国の伝統医療をどんどん広めています。世界の標準にしようとする動きですね。日本にも柔整、鍼灸、漢方等伝統医療を世界のスタンダードにするなど発信していく発想がまだ少ないのかもしれませんが。これだけ素晴らしい伝統医療ですから情報を発信して行って欲しいですね。

会長：WHO には柔道セラピーとして認知されていますが、その後はアピール不足です。

田村：やはり島国だからですかね。柔整師の名前をもっと世界中に広めて頂ければ…。

.....

会長：今後、民主党は後期高齢者医療をガラッと変えるようで先が見えないですが。

田村：民主党さんと高齢者医療制度改革案について国会でやり取りしましたが、後期高齢者医療制度は年寄りいじめと言っていた割には、例えば 70 歳から 74 歳で完全に 2 割負担の方針を打ち出しました。高所得者の方々の負担割合など、被用者保険に総報酬割を導入するなど苦勞をしておられますが、財源問題がネックとなって、結果的に何をやろうとしているのかがわかりません。国庫負担を増やさないので、やれることが限られてきます。結局、損をする人、得をする人が生じ、不公平感がつります。後期高齢者医療費の伸びと若人の医療費の伸びの歩数合わせようというのが今回の改正の重要な柱ですが、そんなことは「後期高齢者制度をやめなくても、微調整ですむ話ですよ。同じ出来上がりに出来ますよね」と言う話を国会でしたのです。そしたら「後期高齢者医療制度自体が駄目だ」という国民の声だったので、これをやめる事に目的と意味があり、出来上がりは関係なく微調整では意味が無い」と長妻厚生労働大臣(当時)の答弁だったので。民主党は結局、国民生活がどうなるというよりも、体面をすごく気にしているだけなのだなと感じました。

会長：後期高齢者制度は時間が経って慣れてきており、決して悪い状態では無く私たちの中では、前期高齢者・後期高齢者と別れていても納得して、今は患者さん自体も慣れています。これを今更変えられるのは一体どのようなことになるのか不安です。

田村：一番困るのは地方自治体で、システムを全部組み直すには、大変なお金・労力・時間が必要です。先日、国保組合の大会にお邪魔した際、役員の皆様にお聞きしますと「いやー田村さんこれは大変です。またシステムを一からつくると思うと気が遠くなります。勘弁して欲しいです。」と困っておられました。国保で一番気になるのは年齢による差別です。今までは保険が違って後期高齢者医療制度と国保と分かれていたので、保険料が違っていても仕方がないと割り切れました。しかし同じ国保なのに高齢者で 65 歳から 74 歳と 75 歳以上で保険料に違いが生ずる。これは大問題です。それこそ年齢に対する差別で、逆差別が起こります。65 歳からの方が、「75 歳以上はあんなに保険料安いのに、おれたちは若い年代と保険料一諸じゃないか」と…。多分持たなくなるのではと心配になります。

国保の中で若人・前期高齢者・後期高齢者と保険料をどう設定するのか。国保の責任者の方々は説明が大変で、そういう問題を抱えながらこの制度は動いて行く訳です。心配ですね。

会長：数年前から、国保中央会理事（現常務理事）の田中一哉先生提言の柔整療養費の全国決済制度を取り入れ、発生地審査・支払で今の医療と一緒に形にしていれば、郵送費等色々な部分で負担が無くなり、保険者にもメリットが相当あるのではと思います。今回平成 23 年 1 月より全国用紙統一に向けている。フォーマットを一つにすることにより電子化も現実になるかと思います。

田村：医療問題は国民の皆様にとって一番関心の深く安心を求めるところであります。しかし国にとってその財

源問題は一番頭の痛いところです。基礎年金の国庫負担問題は国庫負担割合を 1/2 まで引き上げのための財源 2.5 兆円を、政府は塗炭の苦しみで捻出していますが、年金はあくまでも長期的な制度設計で、ある程度先が読めます。景気が悪くなれば、その分将来受給される方々の年金額も下る様設計もしてあります。しかし医療・介護は年金程単純ではなく、不確定要素が多過ぎて持続可能にして行く為に、人口が減っていく社会とわかっていても、将来の為に十分な蓄えは出来ません。年金は一律賦課方式という形態で積立金を準備することで、ある程度調整が出来ますが、医療・介護は毎年毎年単年度のため、長期的な調整がきかず、持続可能な制度にするには、かなりの知恵と政治家の決断が必要です。そして、それは我々がこの先やっで行かねばならない事でもあります。私も今、自民党の影の内閣の厚生労働大臣であります。我々が次政権を取り戻した時には今作っている色々な政策が土台となり、医療政策も新しい方向を示せると思います。そういう意味で今の野党の時期が非常に大切になると思っています。

会長：これから必ずそういう時期に近い将来あることを我々も願っておりますし、先生もどんどん活躍していただけることを願っております。

会長：先日の先生の講演を聴いて先生が国会議員になられて 14 年、46 歳になられるそうですが、

田村：まだ 45 歳ですね、この 12 月 15 日で 46 歳になります。

会長：私も会長になって 14 年経ち 48 歳から 62 歳ですが、先生はかなり先が永い未来がありすばらしいなと思った次第です。

田村：自民党が若い人達がいなくなったのが一番ショックですね。僕より若い人が衆議院では 9 名しかいないのです。次の選挙で前回落選した若い人達を復活させ、自民党も持続可能な政党になって行かなければと思っています。

会長：そのような形で元気を取り戻していただくことが、我々の願いです。

田村：しっかり頑張ります。

.....

会長：先生のご趣味は？

田村：柔道はもうしなくなりまして、いま柔道やったら倒れますねー。

会長：先生余暇は無いんじゃないですか。

田村：余暇無いですね・・・。お酒を覚えまして、45 歳にしてお酒を覚えて最近は家で晩酌するようになりました。今は子供相手にワインを飲むのが楽しみで、子供をからかいながら…。現在自民党のシャドウ・キャビネット厚生労働大臣、労働部会長、国会委員会筆頭理事この 3 つ役職が全部集中して来ているものですから忙しく、仕事終わって夜遅く家に帰って来ても、次の日の段取りや書類に手一杯で、ほとんど余暇はありません。年末に家族で温泉旅行に行くのを唯一の楽しみにしています。温泉が大好きなのです。

会長：先生、本日は、貴重なお時間をありがとうございました。

田村憲久先生 プロフィール



- ・ 1964 年 12 月 15 日生
国立千葉大学法経学部卒業
- ・ 平成 8 年 10 月 衆議院議員 初当選
- ・ 平成 12 年 6 月 衆議院議員 2 期当選
- ・ 平成 14 年 1 月 厚生労働大臣政務官
- ・ 平成 15 年 5 月 自由民主党三重県支部連合会 会長
- ・ 平成 15 年 9 月 文部科学大臣政務官
- ・ 平成 15 年 11 月 衆議院議員 3 期当選
- ・ 平成 17 年 9 月 衆議院議員 4 期当選
- ・ 平成 18 年 9 月 総務副大臣
- ・ 平成 20 年 9 月 衆議院厚生労働委員会 委員長
- ・ 平成 21 年 8 月 衆議院議員 5 期当選
- ・ 平成 22 年 9 月 シャドウ・キャビネット厚生労働大臣

現 職

- ・ 自由民主党シャドウ・キャビネット厚生労働大臣
- ・ 厚生労働部会 部会長
- ・ 衆議院 厚生労働委員会 筆頭理事

趣味・特技

- ・ 柔道・空手・登山・相撲・テニス・ゴルフ・読書・将棋

先生方におかれましては健やかに新春をお迎えの事とお慶び申し上げます。

昨年は 30 年に一度と言われる記録的な猛暑に見舞われ、この現象は異常な海水温の上昇のためであり、様々な環境破壊が異常気象を作り出していると科学者は指摘しています。

業界においては 2 年に一度の療養費改定が行われ民主党政権下、事業仕分けにより多部位は適正ではないとの理由で 4 部位がなくなり 3 部位においても 70% に減額されました。

この事は一昨年来、一部の心ない柔道整復師の不正問題が大きく関係しているように聞いています。4 部位と 3 部位 70% 減の影響値について本会療養費 21 年 6 月～10 月・22 年 6 月～10 月まで試算したところ、昨年より約 7.1% のマイナスであり、このまま推移しますと年度末には大幅な収入減となるようです。昨年 5 月までは最大で 1,800 円請求できたものが 6 月 1 日改定以降、最大 1,634 円までしか請求できない訳で、この差、約 166 円が大きな要因となる事は否めないでしょう。また、適正化事項の一つとして負傷原因があげられていますが、この負傷原因については昨年、会計検査院が約 900 人を対象に患者抽出調査を行ったところ、66% 以上で患者の申告した負傷原因と柔道整復師が申請した請求内容の食い違いが見られたと報道されました。負傷原因については我々の業務範囲である急性・亜急性である事の説明を充分に行い、理解と同意を得る事が必須であります。また、これらをしっかりと施術録に記載し保険者等にたいしても整合性のある説明が出来なければなりません。

本年、1 月 1 日より適正化事項のもと新しい申請書・

様式 5 号に統一されました。これまでは社団、他団体、個人契約者と様々な様式の申請書が混在し多くの問題を抱えていましたが、これにより国保中央会から提言されていた申請書の全国統一、さらには全国決済制度（発生地審査）に向けて大きく前進し、受領委任を取り巻く様々な問題が解決できるような制度改革が期待されます。

養成学校乱立の問題は平成 22 年現在 100 校以上となり、送り出される柔道整復師は年間 8 千人を超えようとしています。このまま多くの柔道整復師が社会に出た場合、当然、業として成り立ちが行かなくなるのは必死です。

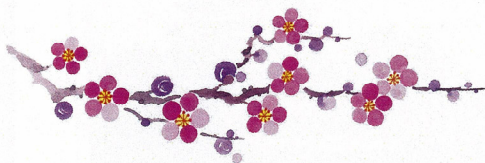
一昨年の事業仕分けで問題になったように、やはり学校を許認可制にして国家試験を厳格化するとか一定の制限が必要であり、これからの社会情勢を考えた場合、全ての養成学校を 4 年制大学に移行して資質と資格を高め、確かな制度のもと国内はもとより海外にも認められるような職業と職域を確立していかなければならないでしょう。

このままでは外傷の扱えない柔道整復師がさらに増加し、本来の業をはずれ安易な方向に向かう危険な状況が懸念されます。羊質虎皮（外見は立派だが中身が伴わない）、すなわち名前だけの柔道整復師を送り出してはならないと思います。

保険取り扱いのルールの遵守と医接連携を密に行い、棲み分けをしっかりと守る事が我々の職域を守る最大の基本ではないでしょうか。

より一層のご指導とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

新しい年が諸先生方の一段と飛躍の年になりますことを祈念申し上げまして、年頭のご挨拶と致します。



新しい年を迎えて

学術担当副会長 豊田 長億

明けましておめでとうございます。

昨年はいろいろとお世話になり有難うございました。紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

また本会運営に際しまして多大なご協力を頂き深く感謝しています。

さて昨年 2 月の社団法人国民健康保険中央会の 5 項目提言内容は、

1. 請求方法の統一化

- ①申請書等の様式の統一 ②支払先等届出制の導入 ③施術機関コードの新設
- ④複数月請求の廃止 ⑤請求締切日の明確化

2. 審査の統一化

- ①審査基準の明確化 ②柔道整復審査会の権限について法的位置付けの明確化
- ③審査委員選出基準の明確化

3. 全国決済制度導入

- ①全国決済制度の導入に向けた事務処理体制の整備 ②保険者から国保連への審査・支払業務の委託範囲の統一

4. 疑義請求対策

- ①審査時に生じた疑義に対する照会体制の整備 ②保険者における体制の整備

5. IT 化の推進

- ①電子請求を見据えた体制の準備（国保連・施術所・加入団体等） ②柔整師の加入団体による代行請求を含めた検討という内容でした。

以上を昨年 4 月に厚生労働省がうけ 11 月 29 日付同省保発 1129 第 3 号局長通知により画期的な全国統一の柔道整復施術療養費支給申請書（様式第 5 号）が出ましたが、まだまだ第一歩を踏み出したに過ぎません。5 項目提言全部がクリアできて始めて柔道整復師が社会に認められたと確信出来るのです。私どもは全力を挙げて 5 項目の改善を推進しなければなりません。特に 3 項目の全国決済制度導入ができれば発生地審査かつ発生地支払いで会員にはメリットが大きいと考えられます。

さて昨年の 11 月 7 日に静岡県のアクトシティ浜松で東海学会静岡大会・中部接骨学会が開催され、本会から四日市支部より松岡先生・山本先生・辻岡先生・五幣先生の共同研究発表をしていただきました。いろいろとご協力有難うございました。また今年は名古屋市のウィンクあいち（旧愛知県中小企業センター）で 11 月 6 日に予定しています。多数の会員の先生方のご出席を期待します。

姫路城散策

いろんな方より「先生の趣味は何ですか？」とよく尋ねられます。「妻と車でデート」と言いたいのですが「車でドライブ」といっています。昨年の 2 月中旬に改修前の姫路城に行ってきました。さすが韓国や中国の人が多くて景気がよくなっているのだらうかと想像し乍ら三重県柔道整復師会並びに会員の先生方を今以上に良くしたい、更なる発展をと心から思う一日でした。



新年の挨拶

総務部長 小柴徳太郎

謹賀新年 明けましておめでとうございます。

旧年中は大変お世話になり有難うございました。

本年で執行部としての任期を終了いたします。任期中に理事として感じた事を述べさせていただきます。

*会長・副会長をはじめ理事の先生方が大変よく執務をこなしていただいている事

*他府県の理事先生方との交流や書物の閲覧や配布物で世間を広くしていただいた事

*行政の指針や動きが漠然とではあるが組織の将来が理解できた事

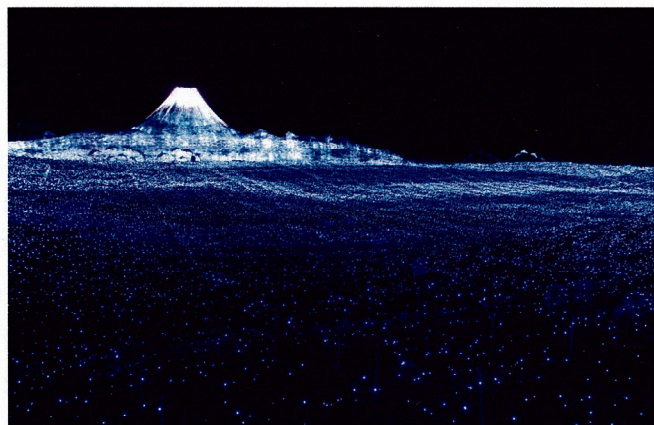
*会の在りかた、問題点などが見えた事

この様なことを考えながら任期期間の事を振り返って見ました。現在の社会不況・柔整師の飽和状態・保険制度の厳しさ何をとっても先が見えない状況にある。今は会員一人一人が柔整の組織と将来の指針を考え行動しなければ成らない状況にあると考えます。

幸いな事に本年度は理事選挙の年です。多くの先生方に立候補をしていただき、将来とも柔整師会が生き残れるような組織作りに参加して頂きたいと思います。

私にとって何かと考える事の多い大変有意義な期間を与えて頂きました事を感謝申し上げます。

平成 23 年度「卯」先生方が健康で地域医療に益々精進されますことを祈念いたします。



(富士と海)

経理部長 西口二三雄

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては健やかに新年を迎えられることとお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い致します。昨年は皆様のおかげで経理部長として滞りなく務めさせていただくことができました。本年も会員の皆様方の御協力の程よろしくお願い致します。

柔整師会においては昨年に色々な変更がありそれに合わせて対応していますが、我々柔整師が元気に地域医療の一端を担い患者様に信頼して頂くことが一番だと思います。そのためには、技術の向上を図ることと知識の高揚が大切だと思います。それには全会員で一致協力し国民皆様に希望を与える業界としての責務を果たすことが大事だと思います。

簡単ではございますがこれを新年の挨拶と変えさせていただきます。

柔道部長 橋本 誠

新年あけましておめでとうございます。

本年度も柔道行事につきましては、皆様のお陰で県下少年柔道大会に始まり、東海大会全国大会を終え、救護に関しまして、大事に至る様な事故もなく、無事に終えようとしております。大会へ選手として出場していただいた先生方、大変ご苦労様でした。又大会スタッフとして参加していただいた先生方（特に審判を担当して下さいました先生方には、本年度より国際ルールに変更ということで非常にとまどいもあったと思います。）又、事務所の方々には大会の前準備、大会後の色々な作業を快よくこなしていただきありがとうございました。心より感謝申し上げます。

平成 23 年度の柔道行事としましても、特に変わりなく、これまで通りだと思いますが、昨年、岐阜県柔道協会会長が病気にて亡くなられ、東海柔道連合会の会長を三重県が引き継ぐことになりました。それに伴い、東海主催の柔道大会等が三重県で開催されます。当然それに対応した救護活動を行なっていかなければならない事を予測しております。私の経験ですと、柔道の試合等の現場で整復等の治療活動、又、頭部・頸部の損傷時の対応をする事は、自分の仕事の自信につながるものだと感じます。皆様も自分の仕事への自信をつける為のトレーニングをどしどしやってほしいと思います。前述したように、平成 23 年度の救護活動の要請件数が増すと考えられますので、今年度以上の御協力を御願いたします。

今、全国的に柔道競技中（稽古、試合）の事故が問題になっております。先日、中日新聞に大きく掲載されていましたが「中、高校で柔道事故多発」というタイトルです。過去 26 年間で 106 人が死亡、本年度もすでに 4 人が死亡しています。フランスでは柔道人口が日本の 3 倍、60 万人いるそうですが、過去 5 年間で死亡事故はゼロだそうです。私が以前耳にしたところでは、フランス柔道は受け身を教える前から乱取りをさせるとの事で不思議に思っています。幸いにも、県内での不幸な話は聞いておりません。これは救護にご協力していただいている先生方の迅速で、正確な対応のお陰だと考えております。

平成 24 年度からは、武道必修化として中学 1・2 年生を対象に柔道・剣道・相撲の中から 1 種目選択する授業が始まる予定です。全国的に体育教師を対象に柔道指導者講習会を行っている様ですが、ほとんど初心者の教師が子供達の指導をすると聞いております。全国柔道被害者の会では安全が確保できるまで、武道必修化を遅らせた方がよいのではないとも言われています。そこで我々柔整師は我々の団体のアピールも兼ね、そんな先生方の指導を行ないながら、子供達へ柔道精神の心を伝えたいと考えます。このような事故を少しでも減少させる為に三重県柔道協会では年に一度スポーツ安全指導講習会を行っています。今年度は 11 月 21 日高田高校にて、名古屋市立大学整形外科の先生を招き、講習をしていただきました。整形外科的な講習で、私たちの仕事に通ずると感じました。皆様も参加する事で自分のプラスになると確信するところです。

次に、昨年まで行なわれていた三重県実業団柔道大会が廃止となり、平成 23 年度からは三重県社会人柔道大会という形で発足する予定です。この大会は今の所、各地区でチーム編成をし、団体戦をやってみようという事になっております。詳細は、まだ決定しておりませんが、まずは報告しておきます。

柔道行事は本会の公益法人化へ向けての重要な行事の一つだと考えており、皆様の御協力なくては十分な遂行はできません。柔道精神である自他共栄の心で平成 23 年度も皆様の御協力を御願いし、年頭の挨拶とさせていただきます。



広報部長 伊藤 昌夫

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は本会広報部の活動に対し、皆様の御理解と御協力をいただきまして深く感謝致します。

さて、本会は現在公益社団法人移行認定に向けて準備しておりますが、広報誌「三柔整たより」またインターネットの本会ホームページにおきましても、更なる進化・変革が必要とされます。

会員の皆様はもちろんのこと、一般の方々対しても有益に繋がる内容を掲載できるよう、また不特定多数

の方にも読んでいただけるような充実した内容が求められます。そのためには専門分野である柔整業務・介護に関することはもちろん、ボランティア救護活動、また県内・外各地の話題、名所旧跡、お祭り、イベント、お店、美味しいもの紹介など、いろいろな分野の多岐に亘った内容をご紹介したいと思っています。

そのためには、各地区広報部員の先生方をはじめ、会員皆様の御協力が必要となります。

つきましては身近な話題、ささいなことから結構ですので、ご投稿の程よろしくお願い致します。また広報全般に対するご意見、企画、ほか何でも結構ですでお寄せ下さい。

本年が皆様にとりまして、また本会にとりましても飛躍の年になりますよう祈念いたします。

新年あけましておめでとうございます

協同組合理事長 伊藤 宣人

皆様方には健やかに新年をお迎えのことと思います。

金融危機を発端とした社会経済情勢の変化や長引く景気低迷が続き、依然デフレスパイラルから抜けだせず一向に良くならない社会状況です。

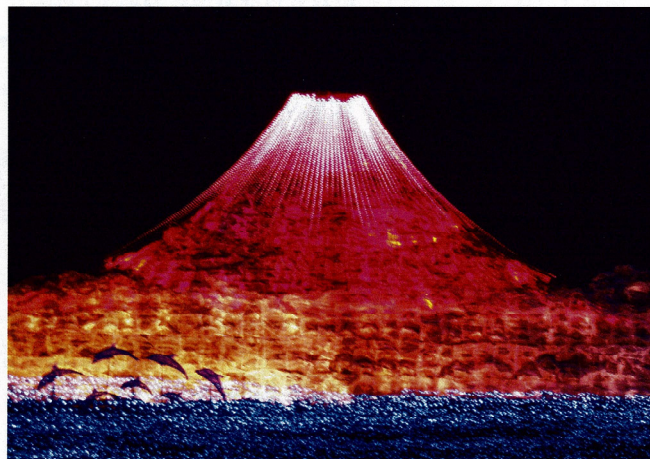
加えて昨年来の外交問題をはじめとする迷走政治に国民は何を期待してよいのやら・・・

医療環境においても然りで依然厳しい状況には変わりはない。昨年度、療養費においても 4 部位がなくなり大きな減額であり今後のマルメ方式に限りなく近づいてきているような感がある。

とりわけ我が協同組合としても出来る限り衛生材料等、協同購買を含め安く購入できるように努力をして参りたいと思っています。

さらに、今年度は社団が公益法人化に向けてどのような事業を協同組合として行ふべきか、組合としての役割分担つまり事業仕分けを積極的に検討し取り組んで行きたいと思っています。どうか会員皆様のご意見、ご指導、ご協力の程、宜しくお願い致します。

先生方のご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げます。



(赤富士)

《平成 22 年度第 3 回理事会》

- 日 時：平成 22 年 9 月 5 日
場 所：三重県柔整会館 定足数 10 名
出席者：伊藤(和) 伊藤(宣) 豊田 小柴 西口 橋本 伊藤(昌) 任田 山本
オブザーバー(監事) 小川 亀山
委任状：梶田
報告事項 1 各審査会報告
2 日整全国保険部長会議について
3 日整通常総会・代議員会について
4 日整全国介護保険部会について
5 三重県少年柔道大会及び東海柔道大会会計報告について
6 日整柔道大会について
7 普通救命講習終了の結果報告について
8 三柔整たよりの発行(平成 22 年 7 月 26 日)について
9 東海中部接骨学会論文検討会について
審議事項 1 定款変更案について
2 平成 22 年度学術・保険研修会について
3 (社)三重県柔道整復師会ボランティア活動細則(案)について
4 メインシステム更新について

《平成 22 年度第 4 回理事会》

- 日 時：平成 22 年 11 月 21 日
場 所：三重県柔整会館 定足数 10 名
出席者：伊藤(和) 伊藤(宣) 豊田 梶田 小柴 西口 橋本 伊藤(昌) 山本
委任状：任田

- 報告事項**
- 1 中間監査結果報告について
 - 2 日整全国柔整師・少年柔道大会費用について
 - 3 津市市制 5 周年新聞広告について
 - 4 衆議院議員「田村憲久君を応援する会」について
 - 5 日整全国統一申請書について
 - 6 高体連柔道専門部機関紙「三重の柔道」について
 - 7 広報部取材用ベストについて

- 審議事項**
- 1 選挙管理委員会委員の承認について
 - 2 本会システム変更にもなう個人情報項目の追加等について
 - 3 全国健康保険協会三重支部の治療状況の確認について
 - 4 生活保護の施術について
 - 5 新春意見交歓会について

● 第 19 回文部科学大臣杯争奪 日整全国少年柔道大会 ●



三重県チーム全国ベスト16



フェアプレー賞 受賞

三重県チーム

監督 小柴徳太郎
 大將 堤 大志 (三重武道館)
 副將 亀本 右京 (大道館)
 中堅 山科 良悟 (松阪柔道教室)
 次鋒 新井 涼平 (久居柔道教室)
 先鋒 弓矢 健奨 (石榑道場)

試合結果

1 回戦 三重 3-0 鳥取
 2 回戦 三重 4-1 岩手
 3 回戦 三重 1-2 大分
 (ベスト 16・フェアプレー賞)

平成 22 年 10 月 11 日 (月・体育の日) 講道館大道場において第 19 回日整全国少年柔道大会が開催されました。午前 9 時開会式後 2 組による「小学生 投の形」演武に引続き試合が開始されました。1 回戦より登場の三重県チームは鳥取県と対戦し 3-0 で初戦突破、2 回戦は岩手県を 4-1 で下し、3 回戦は大分県に 1-2 で惜しくも敗れました。(ベスト 16)

なお三重県チームには、試合マナーの優良なるチームとしてフェアプレー賞が授与され、選手たちは大喜びでした。

決勝戦は神奈川県が奈良県を下し優勝しました。



フェアプレー賞 (平成 20 年度 17 回大会より創設)
 フェアプレー賞選考委員が、3 回戦までの敗退チームの中より、賞の対象として、監督選手を含めて、試合態度の優良なチームを各試合場より 1 チーム選考し表彰するもの。(全体で 4 チーム)

● 第 34 回厚生労働大臣旗争奪 日整全国柔道大会 ●

試合結果

1 回戦 東海東部 1-0 東海西部

平成 22 年 10 月 11 日 (月・体育の日) 午後 1 時 20 分から、講道館大道場において第 34 回厚生労働大臣旗争奪 日整全国柔道大会が開催されました。東海西部代表として本会からは、大將 中井孝好会員、次鋒 西岡正訓会員が出場し 1 回戦で東海東部と対戦しましたが、惜しくも敗退しました。

決勝戦では、北信越西部が東京 A を下して優勝しました。

会務・会長執務報告

(平成22年8月～平成23年1月まで)

月 日 曜日			本 会 事 業			月 日 曜日			日 整 ・ 東 海		
平成 22 年											
8	5	木	自主審査会	本 会 会 館	12 名	8	1	日	全国介護保険担当者会議	日 整 会 館	伊和・伊宣
	12	木	労災審査会	三重労働局	伊和・山本・橋本		8	日	柔整師杯第7回東海少年柔道選手権大会	岐 阜 県	16 名
	18	水	協会健保審査会	全健協ポルタ久居	伊和・伊宣・豊田		8	日	第29回東海ブロック柔道大会	岐 阜 県	16 名
	27	金	国保審査会	自 治 会 館	伊和・豊田		22	日	岩手県 35 周年記念式典	盛 岡 市	伊和
							29	日	大阪ブロック学会	大 阪 市	伊和・伊宣
9	5	日	第3回理事会・柔道練習	本 会 会 館	14 名	9	12	日	卒後臨床研修開校式	愛 整 会 館	伊和
			保険研修会	本 会 会 館	19 名		19	日	日本柔道整復接骨医学会	富 山 市	伊和・伊宣
	7	火	自主審査会	本 会 会 館	9 名		20	月	日本柔道整復接骨医学会	富 山 市	8 名
	9	木	労災審査会	三重労働局	伊宣・豊田・山本		26	日	卒後臨床研修②	愛 整 会 館	伊宣
	12	日	SSB システム見学	愛 整 会 館	豊田他3名						
	15	水	協会健保審査会	全健協ポルタ久居	伊和・伊宣・豊田						
	28	火	国保審査会	自 治 会 館	伊和・豊田						
10	3	日	学術保険研修会	アストホール	148 名	10	3	日	卒後臨床研修③	愛 整 会 館	
	5	火	自主審査会	本 会 会 館	11 名		10	日	日整生涯学習担当者会議	日 整 会 館	伊和
	14	木	労災審査会	三重労働局	伊和・橋本・伊昌		11	月	第19回日整全国少年柔道大会	講 道 館	10 名
	15	金	協会健保審査会	全健協ポルタ久居	伊和・伊宣・豊田				第34回日整全国柔道大会	講 道 館	10 名
	26	火	国保審査会	自 治 会 館	伊和・豊田		16	土	近畿学会京都大会	京 都 市	伊和
	28	木	健保連合会三重連合会研修会	プ ラ ザ 洞 津	伊和・伊宣		17	日	近畿学会京都大会	京 都 市	伊和
							24	日	卒後臨床研修閉講式	愛 整 会 館	伊和
11	5	金	自主審査会	本 会 会 館	10 名	11	3	水	(学) 森島学園創立10周年記念式典	静 岡 県	伊和
	11	木	労災審査会	三重労働局	伊宣・豊田・山本		7	日	第45回東海接骨学会	静 岡 県	24 名
	17	水	協会健保審査会	全健協ポルタ久居	伊和・伊宣・豊田				第92回中部接骨学会	静 岡 県	24 名
	21	日	中間監査	本 会 会 館	9 名		14	日	大阪社団創立50周年記念式典	大 阪	伊和・伊宣・豊田
			第4回理事会	本 会 会 館	14 名						
	26	金	国保審査会	自 治 会 館	伊和・豊田						
12	5	日	選挙管理委員会	本 会 会 館	12 名	12	12	日	富山社団 30 周年記念式典	富 山 県	伊和
	7	火	自主審査会	本 会 会 館	13 名						
	9	木	労災審査会	三重労働局	伊和・伊宣・伊昌						
	15	水	協会健保審査会	全健協ポルタ久居	伊和・伊宣・豊田						
	24	金	国保審査会	自 治 会 館	伊和・豊田						
	26	日	第5回理事会	本 会 会 館	14 名						
			パソコン業者説明会	本 会 会 館	8 業者						
平成 23 年											
1	5	水	自主審査会	本 会 会 館	12 名	1	25	火	試験財団管理者会議	東 京 都	伊和
	13	木	労災審査会	三重労働局	伊宣・豊田・橋本		26	水	日整全国会長会議	日 整 会 館	伊和
	14	金	協会健保審査会	全健協ポルタ久居	伊和・伊宣・豊田						
	16	日	新春意見交歓会	ホテルグリーンパーク津	81 名						
			第6回理事会	ホテルグリーンパーク津	14 名						
	28	金	国保審査会	自 治 会 館	伊和・豊田						

今後の事業日程

月	日	曜	本会事業行事		月	日	曜	日整・東海行事	
平成 23 年					平成 23 年				
2	7	月	申請書提出・自主審査会	本 会 会 館	2	5	土	東海ブロック会会長会・中部接骨学会合同会議	愛 知 県
	10	木	労災審査会	三 重 労 働 局		24	木	試験財団評議委員会	東 京 都
	16	水	協会健保保険審査会	ポ ル タ 久 居		27	日	茨城県社団 50 周年	茨 城 県
	20	日	理事会⑦・保険研修	本 会 会 館					
	25	金	国保審査会	自 治 会 館					
3	6	日	理事会⑧	本 会 会 館	3	5	土	東海ブロック会会長会・予算理事会	愛 整 会 館
	7	月	申請書提出・自主審査会	三 重 労 働 局		12	土	米田柔整卒業式	名 古 屋
	10	木	労災審査会	本 会 会 館		13	日	関東ブロック学会	千 葉 県
	16	水	協会健保保険審査会	ポ ル タ 久 居		27	日	日整臨時代議員会・臨時総会	日 整 会 館
	20	日	第 54 回通常総会（予算・役員改選）	三重県教育文化会館					
	29	火	国保審査会	自 治 会 館					

平成 22 年度・学術研修会・保険集団指導会開催

平成 22 年 10 月 3 日（日）午前 10 時よりアスト津において、平成 22 年度・学術研修会・保険集団指導会が開催されました。伊藤和夫会長挨拶後、伊藤宣人保険担当副会長より保険部・介護保険部からのお知らせ、伊藤会長より定款変更・新公益法人移行に向けての取組みについて話されました。



学術研修会では、11 月の東海・中部接骨学会に研究発表していただく松岡圭介、五幣典記、山本慶介、辻岡豊会員による『日常生活における姿勢と疼痛の関係について（アンケートに基づき）』と題しての発表、実技研修では堀 望、川口泰史会員による『上腕骨上端部骨折の整復・固定法の治験例』と題して実技研修があり、今回よりの取組みとして、質疑応答を気軽にしやすいようにと、ボード前にてマイクを通さず発表者と質問者の直接のやり取りする方法としました。

昼食をはさみ午後からは保険集団指導会に移り、全国健康保険協会三重支部より「申請書の問題点と注意事項」、三重県国民健康保険団体連合会より「国保申請書の取り扱いについて」、東海北陸厚生局三重事務所より「柔道整復師における指導・監査について」ご指導いただきました。

そして特別講演として大澤裕行 了徳寺大学教授による『柔整日常施術におけるピットホール：下肢編』をお話いただきました。冒頭の「仕事に忙殺されている時ほど、事故は起きる」に始まり、近年の柔整業務について「大外傷・重度外傷が激減し軽微外傷が増加している中、守備範囲の拡大とそれに伴う医接連携の必要性」をあげられ、「そのためには、広く浅く知識を持つこと」と述べられました。今回も大澤教授の豊富な経験・失敗例の中から特に、日常の施術の中で遭遇する可能性のある、下肢の症状（痛み・だるさ・冷え・シビレ・間歇跛行）の中には、糖尿病性合併症による末梢血管・神経障害によるものも潜んでおり、「あっという間の 1 週間程で足・趾部壊死切断に至った例をあげられ、「どんなに忙しい時でも、問診での既往症聴取と施術録完備の重要性」を強調されました。



閉塞性動脈硬化症と脊柱管狭窄症との鑑別、閉塞性血栓性血管炎（バージャー病）、レイノー病、また深部静脈血栓症（血栓性静脈炎・エコノミー症候群）では、単なる捻挫のギプス固定でも死亡に至った事例など、我々の日常施術の中の落とし穴、ピットホールについてご講演いただいた、あっという間の充実した 90 分間でした。

当日参加者は本会会員 148 名、勤務柔整師・従業員 12 名、社団外 24 名でした。



E型肝炎ウイルスについて

津支部 梶田 忠正



E型肝炎ウイルスはウイルス性肝炎の一種で、E型肝炎ウイルス（略称HEV）と呼ばれる接触感染性ウイルスによって引起されます。ウイルスが発見されるまでは非A非B型肝炎と呼ばれていました。感染性は非常に弱く加熱により感染はなくなります。生食が一番の感染源で特に猪が注意です。あくまで推測ですが猪は雑食性で鹿は草食性なので、食性の関係で危険がないのかもしれませんが。しかし同じ同族の豚からの感染も疑われています。加熱したらウイルスは死滅しますので加熱調理が原則です。

藤田保健衛生大学内科（肝臓 消化器専門）の准教授 中野 達徳先生と2008年10月からE型肝炎ウイルスに係り極端な事（オーバーな）を書きますと、命がけ？で猪88頭 鹿47頭の血液検査を実施しました。うち猪35頭鹿40頭は私の関係で協力しています。前回報告しました200kgの雄猪は、ウイルス、抗体いずれも陰性でした。採血管2本に採血しその日のうちに（最低3日以内冷蔵庫保管が原則）中野先生に届け血清分離を行い、厚生省関連の専門機関に送付します。夏場はダニの歩く速さが早く、冬場は手がかじかんで注射針で手を突きかねません。猪の捕獲場所迄ゼイゼイ云いながら歩き採取場所まで急ぎます。時間がたてば血液の凝固が始まりますから採血管に入れる迄の時間との競争です。RNA検査はその個体にウイルスがいるか、いないかで、抗体検査は過去にE型肝炎にかかったかを判定します。現在までの陽性は猪2頭で $2/88 \times 100 = 2.3\%$ です鹿では陽性率0%です。遺伝子解析も大分進み次回報告したいと思います。三重県の猪は大雑把に分けて関西圏と関東圏の2大別に分けられます。2ないし3ヶ月に一度位の割合で意見交換会をしています。専門分野の中野先生に詳しく説明して頂き素人のハンターが納得する説明です。A型B型C型と自分自身の肝臓の機能、治療方法、手術方法 注意事項などを講義して頂いています。何しろアルコール大好き人間がたくさんいますのでこの時は真剣に聞いています。また中野先生が学会で全国の医師と意見交換で会う時に調理方法なども聞いて頂けるので調理のレパートリーも増えました。

私と糖尿病

桑名支部 伊藤 浩蔵

私が糖尿病と診断されたのは、平成20年9月頃です。

その時に合併症として高血圧、網膜症、腎臓障害も併発していました。

なぜ病院へ行こうと思ったかと言いますと、足の第1趾が化膿してきて（特に原因もなく…しいて言えば爪切りでの深爪か？）一旦治癒したのですが（平成20年7月頃・医療機関には掛からず自宅で消毒し様子をみていた）、又同一部位が化膿し（平成20年8月頃）、1ヶ月しても治癒しないので病院へ行き発見されました。そして足の第1趾の爪の先を切断しました。（病名 糖尿病性壊疽）もし年齢が60歳以上でしたら、膝から下が切断でしたが年齢が若い（当時52歳）と言うことでこれだけですみました。ここ数年特に、定期的な健康診断は受けていませんでした。

私自身今回思ったことは、適度の運動と食事制限をすればこの病気は防止できるのではないかと思います。



国民健康保険中央会 5 項目の提言について 業界内外の論客に意見を伺う！



副会長 伊藤 宣人

- 1 施術所からの請求方法の統一化について
- 2 審査の統一化について
- 3 全国決済制度の導入について
- 4 疑義請求対策について
- 5 柔道整復療養費に係る IT 化の推進について

1 「施術所からの請求方法の統一化について」 今回の料金改定にもありました申請書の施術日記載等について、来年 1 月 1 日よりということからも「申請書等様式の統一」は早急に取り組まなければならないと思います。過去何度もこういったことを言われ続けてきましたが、実現されてこなかった理由と今回は確実にやれるという根拠をお聞かせください。

日整では過去、日整統一用紙として全国社団にむけ統一の方向で働きかけたが、結果として統一できず現在も全国社団の約半数近くが独自の仕様申請書である。

多くは自県仕様の使い勝手の良さやシステムの利便性を追求し、また、会員数の多い県では OCR 等を使い事務処理を行うため、システム変更には多額の費用が掛かり容易に変更できない事情があった。これらが統一できなかった大きな要因である。

さらに、他団体、個人契約も含め用紙統一をしてこなかったもうひとつの理由は、協定書において「申請書の様式は様式 5 号又はそれに準ずる様式とすること。」となっている。それに準ずる様式であれば必ずしも様式 5 号でなくても良い訳で、支給申請書の「施術の内容」欄だけを修正しなければ独自で自由なレイアウトが出来る。

このため、社団をはじめ他団体、個人において多種多様な申請書が混在している理由である。また、申請書提出についても協定と契約の違いがあり、協定では（2）申請書を月単位で作成すること。契約については（2）申請書を原則、月単位で作成すること。ただし、月単位で作成することが困難な場合は、一の申請書（様式 5 号）において各月の施術の内容が分かるように作成すること。このように協定書の違いがあり社団では毎月申請書を出しているが、契約に至っては 1 か月遅れなどは多数ある。甚だしいのは 1 年 9 ヶ月遅れというのものなかにはあり協定と契約の違い、ここの部分をひとつにしなければ統一の実現はない。

今回の適正化を機に、日整はリーダーシップを最大に発揮し、各県社団の協力のもと、申請書統一を必ず実現しなければ社団の明日はないであろう。また、他団体、個人契約においても厚生労働省の通達により、様式 5 号とすることとしなければ統一は出来ない。そして申請書を統一する事が柔道整復師をひとつにするための大きな一歩であることに間違いない。

2 「審査の統一化について」 勿論、業界サイドよりも、国が明確な統一した審査基準を決め、それに基づいて全国各県に審査会が設置され、審査委員についても公に選出されるべきでありますし、また審査会の権限についても検討されるべきだと思います。確かに国にやっていただくことではありますが、

業界がもう少し踏み込んでしっかりとした意見を述べ、要求してこなかったことについて、何がいけなかったと思われますか。お考えをお聞かせください。

審査会の審査方法については、概ね 4 通りの審査方式があり、いずれの場合であっても一長一短である。また、療養費の支給基準および算定基準にたいする統一見解がなく、判断の難しい事案については各県での審査会合議の見解によるものとなり、これがローカルルールと言われるものである。

本県に於いては平成 8 年に作られた療養費審査会規定、審査基準・審査の方法にもとづき、内容審査において返戻および一部査定（保険者の権限委任）も行っているが他府県の申請書の場合（県外分）、その施術所の状況・施術所近辺の地域性等が解らず、一、二枚の申請書で 2 万円～4 万円の高額な請求が上がっても内容の判断が難しい。

このような問題においては発生地審査（全国決済制度）になれば一施術所の全ての申請書を見ることが可能なわけで、その施術所の平均単価・部位数・長期施術・負傷名の癖（セット傷病）等が把握し易い。このようなことから発生地審査になればもっと統一的で適正な審査に繋がる可能性は非常に大きい。

今後の審査会については、審査方法の一元化と審査会の統合、これは現在、公的審査会（協会健保）国保団体連合会による審査等（公的審査会に準じた審査）があるが、これらをひとつの審査会にする。さらに審査会に権限を委任し発生地審査（全国決済制度）になれば各県所在の健康保険組合、共済組合においても公的審査会で行うこととし、現在のような民間業者に委託し審査する必要がなくなる。

早期に審査方式の一元化、審査会の統合、審査会に保険者の権限委任が行われること。更に発生地審査になることが適正な統一審査に繋がり、統一された基準にもとづき療養費の支給基準および算定基準の作成が求められる。

3

「全国決済制度の導入について」 全国決済制度の導入に関しては「請求方法の統一」が前提とな

るようですが、これについては当然効率が求められるため、保険者にとっても柔整にとってもメリットがあることと思われます。この件に関して何かアドバイス等があればお聞かせください。

療養費の全国決済制度、すなわち発生地審査、発地支払いは全国どこの都道府県で怪我をしても、現地の施術所で施術を受けたら、その都道府県で審査会に諮り支払いを受ける。そして各都道府県ごとで発生している療養費の合計を相殺して精算することが全国決済制度となる。つまり医療費現物給付はこのシステムを支払基金が行っている。発生地審査になれば、国、行政、社団、柔整師個人にも様々なメリットがある。国や行政にとっては施術所の管理が各都道府県の数だけで済み、今迄のように県外から送られてくる分の施術所まで管理しなくても良く、郵送料や振込料もかなり節約できる。また公的審査会を始めとしその他の審査会においても、そこの都道府県内の先生の申請書のみが提出されるので、長期、多部位、提出パターン等が把握し易く適正な審査を図ることができる。

各県社団においても申請書を各都道府県以外に送ることなく、審査を行えるため以前より支払いも早く成り、今まで必要としていた送料は殆ど掛からなくなる。

全国社団にしてみればかなりの経費の節約になり、また申請書の不備等で返戻の場合でも県内であれば日数も時間も短縮出来る。

ただこの全国決済制度を実現するには、まさに申請書用紙の統一が必要であり、これはまた近い将来の電子化にも繋がって行く。

医療費（現物給付）と療養費（現金給付）では法律が違うため何らかのハードルはあるのかもしれないが、医療費はもう既に何年も前から全国決裁をしているわけで、社団日整の組織力から考えればそれほど難しいことではないと考える。

また、国の方針で地方に出来ることは地方でと、今こそ療養費の全国決済制度を取り入れ早くシステム化されなければならない。

4

「疑義請求対策について」 この問題については、誰もが頭を悩まされております。実際、大島九

州男参議院議員を中心とする、民主党の統合医療を普及、促進する議連の中にある柔整小委員会では、最終的に制度改革までもっていかうと相当のパワーで取り組まれています。こういった中で、柔整の不正請求問題がマスコミ等でたたかれることはよくありませんし、その不正をなくすためにも現在の受領委任払い制度を改正していく方向にあるのではと思います。柔整の保険取り扱い、どのような形が望ましいとお考えでしょうか。

柔整の不正問題において、問題が起こるたびに受領委任制度そのものが不正請求であるが如く報道される。確かに受領委任制度、療養費の支給基準（算定基準）には不明確な部分もあり、説明が付かない部分もあるのは事実である。しかし、それをもってすべて不正であるが如き報道には大きな疑問をもたざるを得ない。また、不正については個人の問題であって、これはどこの世界でも存在する。

昨今、健保組合からの柔道整復師のかかり方、お尋ね等はとも見ても適正化のためとは思えず、民間会社（委託会社）が業務として成り立っている現状が問題である。

ただし、保険者が業務委託を行う背景には支給決定判断材料が難しいこと、返戻にたいするクレームが多いこと、処理件数が増加（不当・不正請求の増加）、柔整療養費が良くわからない、会社の方針、等があげられているが、このようなことは本来、各県の公的な審査会で審査されるべきことであり、受領委任制度を確かなものに変え発生地審査になればこのような問題は解決できるはずである。

昨年の行政刷新会議で取り上げられた柔整師の治療範囲の問題で、急性・亜急性のほかに慢性疾患・肩こり・腰痛を捻挫や挫傷に変えて・・・と有りますが、多部位すべてが慢性疾患のごとく報道され行政仕分けの結果、見直しと判定され療養費の改定に繋がった。この問題についても単に多部位であるものは不正と結論付けられたことにいささかの不合理を感じるものである。

柔道整復師の業務範囲の問題については、慢性疾患・肩こり・腰痛と言うのは症状であって負傷名ではなく、それぞれの症状を持っている患者様であっても捻挫や打撲、挫傷を起こす事もあり、この部分を民間委託業者等が聞き取りにより判断している実態である。この業務範囲の問題を明確にして国民（患者様）が必要とする制度改革が望まれる。

今後これらをどのように明確にしていけるのか、また、新たな法のもとに柔整療養費を準医療費（現物給付）として医療の枠組みのなかで取り扱うのもひとつの方法であろう。ただし、この場合、柔道整復師をどのように位置付け変革するのか大きな課題である。

5

「柔道整復療養費に係る IT 化の推進について」 IT 化に取り組まれている県は茨城県杜団のみと

いうことです。クリアすべき課題等について率直に教えてください。

IT 化にはメリットもデメリットも多くあり、慎重に取り組むべきであり、業界が電子化して行くためには、まず、申請書統一が不可欠である。

まず、日整が先駆けて申請書を統一、そして各県杜団においてシステムの統一化を図ることが重要である。また、受け入れ先（国保団体連合会等）の行政（厚労省）に合わせたシステムにしなければならず、この点も日整がリーダーシップをとり早期に取り組まなければならない。

6

最後に今回の料金改定についての感想、ご意見等をお聞かせください

昨年の行政刷新会議になぜ、柔道整復療養費が事業仕分けに上げられたのか疑問である。また、今回、料金改定の背景には平成 20 年 6 月 1 日マスメディアによる多部位不正報道、その後、一連の柔整不正問題が大きく影響していると考えられる。

注目すべきは多部位請求適正化として 4 部位目の給付率 33%→0% になったこと、3 部位目減率が 0.8%より 0.7%に引き下げられたこと、これは事業仕分けの検討に基づき多部位は（3 部位・4 部位）適正ではないと結論付けられたものである。

私見ではあるが多部位すべてが適正でないとの結果、また、技術料見直しの後療料がプラス 30 円となった事、後療料については平成 12 年以来、実に 10 年ぶりのプラス 6.4%ではあるが、適性でないとされる 3 部位・4 部位を切り捨て、技術料 30 円をアップし調整することが正しい意味での適正化であるのか、今回の改定は ±0% としているものの部位別請求を基本に考えた場合、大きな後退（マイナス）であり、適正化に対する疑問と不条理を強く感じるものである。いずれにしても国民（患者様）不在の改定である事は否めない。

さらに平成 22 年 5 月までは最大で 1,800 円請求できたものが 6 月 1 日療養費改定以降、最大 1,634 円までしか請求できない。この差 166 円つまり後療料が 30 円上がったとしても 4 部位目がなくなったことは、今後の柔整療養費にとって大きく影響を与えるものである。

第 45 回東海学会静岡大会 第 92 回中部接骨学会開催

平成 22 年 11 月 7 日（日）静岡県浜松市の「アクトシティ浜松」において、（社）日本柔道整復師会 第 45 回東海学会静岡大会 第 92 回中部接骨学会が開催されました。



開会式後、会員研究発表 10 題のうち、本会からは『日常生活における姿勢と疼痛の関係について（アンケートに基づき）』と題し、松岡圭介会員より報告がありました。これは、1,000 名超からのアンケートを詳細に分析し報告したものです。

昼食を挟んで午後からは、特別講演「日常診療で遭遇する腰痛、下肢痛の鑑別診断と治療」を 松山幸弘 国立大学法人 浜松医科大学整形外科教授より、下肢の症状（しびれ、痛み、間歇跛行）を呈する腰部脊柱管狭窄症（LCS）と末梢動脈疾患（PAD）の鑑別を中心に、お話いただきました。

休憩後、中部接骨学会セミナーが『足首のねんざ』について開催され、米田病院勤務の柔整師からみた、「足首のねんざの中に隠れた鑑別すべき症例」、「医師から見た足首のねんざ 3 つの落とし穴（ピットホール）」、「医接連携のあり方」、という内容でした。平成 23 年は、11 月 6 日（日）に名古屋市で開催の予定です。

第 1 回選挙管理委員会開催

平成 22 年 12 月 5 日（日）午前 10 時から本会 2 階会議室において、第 1 回選挙管理委員会が開催されました。本会役員の任期満了（平成 23 年 3 月 31 日）に伴う役員改選選挙事務を管理します。

委員に委嘱状交付後、選挙管理委員協議会が開催され、正副委員長、書記を互選し委員長に若林績善会員（津支部）、副委員長に押越正会員（松阪支部）・河野功行会員（伊賀支部）、書記に河村いさよ会員（鈴鹿支部）が選任されました。

引き続き第 1 回選挙管理委員会が開催され若林委員長を議長として平成 23 年度期理事・監事選挙スケジュールについて詳細を決議し終了しました。

役員選挙は、3 月 20 日（日）に三重県教育文化会館にて第 54 回通常総会開催に合わせて実施されます。

選挙管理委員会(敬称略)	
桑 名支部	伊藤 仁一
四日市支部	辻岡 豊
鈴 鹿支部	河村いさよ(書記)
津 支部	若林 績善(委員長)
伊 賀支部	河野 功行(副委員長)
松 阪支部	押越 正(副委員長)
伊 勢支部	浦田 真典
牟 婁支部	世古 善平

第7回柔整師杯東海少年柔道選手権大会

平成22年8月8日(日)大垣市武道館で、第7回柔整師杯東海少年柔道選手権大会が開催されました。静岡県選手を乗せたバスが、高速道路でお盆の帰省ラッシュ及び事故渋滞に巻き込まれ、到着が大幅に遅れるというハプニングがあり、予定より遅れ午前11時45分に開会されました。

東海四県の予選を勝ち上がった上位4名ずつの参加により、小学4年生～6年生学年・男女別個人戦6部門で、試合が繰り広げられました。各部門16名によるトーナメント戦で、さすがに終盤となると白熱した試合が続く、旗による僅差の判定も多数ありました。

今回試合終了後、立礼に続き「お互いの健闘をたたえ握手する」との申し合わせにより、選手同士交流を深めていました。

■ 柔整師杯第7回東海少年柔道選手権大会 ■

平成22年8月8日(日)【大垣市武道館】

		優勝	準優勝	第三位	第三位
4年生	男子の部	田中 翔太 (岐阜県代表)	三輪 魁星 (岐阜県代表)	石川 俊介 (静岡県代表)	大西 陸斗 (三重県代表)
	女子の部	堂崎 月華 (愛知県代表)	池谷 弥 (静岡県代表)	田島 小夏 (静岡県代表)	永縄 まみ (岐阜県代表)
5年生	男子の部	山科 良悟 (三重県代表)	渡辺 将一 (静岡県代表)	藤吉 和也 (愛知県代表)	大橋 海斗 (静岡県代表)
	女子の部	永田 かな (岐阜県代表)	渡辺 朋華 (愛知県代表)	三浦 百香 (岐阜県代表)	井上 明日香 (静岡県代表)
6年生	男子の部	磯村 亮太 (愛知県代表)	山口 陸人 (三重県代表)	堤 大志 (三重県代表)	齋藤 修也 (愛知県代表)
	女子の部	菅谷 友紀 (静岡県代表)	佐々木 紅映 (愛知県代表)	石井 咲帆 (三重県代表)	安竹 真利奈 (静岡県代表)

第29回東海ブロック会柔整師柔道大会

平成22年8月8日(日)大垣市武道館で、第29回東海ブロック会柔整師柔道大会が開催されました。午前の少年大会の熱い余韻が残るなか試合開始され、三重県チームは1回戦愛知県、2回戦静岡県、3回戦岐阜県と対戦し、いずれも接戦の末0勝3敗で残念ながら四位の結果となりました。今大会の優秀選手に本会からは、田端隆宣選手が選ばれました。

また、10月11日(月・祝)に講道館で開催される、第34回日整全国柔道大会に本会からは、東海西部代表(団体戦)として中井孝好会員、西岡正訓会員に出場いただきます。

■ 東海ブロック会柔道大会表彰者 ■

- ◎東海ブロック会柔道大会10回以上出場者
・中井 孝好 10回出場 ・細川 清治 10回出場
◎東海ブロック会柔道大会5回以上出場者
・西岡 正訓 5回出場 ・山下 達也 5回出場

■ 第29回東海ブロック会柔整師柔道大会結果 ■

三重県チーム

監督：橋本 誠
大将：中井 孝好
副将：橋本 覚
中堅：伊藤 孝彦
次鋒：西岡 正訓
先鋒：田端 隆宣

対戦成績

三重県 1-2 愛知県
三重県 0-1 静岡県
三重県 0-2 岐阜県

順位

優勝 岐阜県
準優勝 愛知県
三位 静岡県
四位 三重県

大会優秀選手

田端 隆宣

第34回日整全国柔道大会出場者

・中井 孝好 ・西岡 正訓

普通救命講習会開催

平成22年8月22日(日)午後1時から4時まで、四日市市中消防署2階防災センターにて、普通救命講習会が本会会員20名の参加により開催されました。

応急手当の基礎知識説明後、段階ごとにDVDを見ながら説明を受け実技、という繰り返しにて、『心肺蘇生法(人工呼吸と心臓マッサージ)』の流れを、参加者全員一通り修得しました。

休憩後、『心肺蘇生法とAEDの使用の手順』を「心臓ペースメーカーが埋め込まれている場合」「胸毛が濃い場合」など色々な場合を想定しそれぞれ実習、四日市市中消防署の南川指導員はじめ、スタッフ、女性消防団員の方々に、救急現場の実情も含め、大変わかりやすくご指導いただきました。

3時間の講習後「普通救命講習終了証」が交付されました。

施術録保険指導会

平成 22 年 9 月 5 日（日）午後 1 時 30 分から本会会館 2 階会議室で、保険部の施術録保険指導会が会員 19 名の参加により開催されました。

- ・ 施術録の意義について
- ・ 個別指導の対応について

入会 1 年未満、ほか勉強されたい先生方を対象に、伊藤宣人保険担当副会長より「受領委任の取り扱い」「施術録整備」「この 9 月からの適正化事項」「個別指導の対応について」「自賠責保険について」など、最近の柔道整復師に対しての大変きびしい情勢を含めて、詳細な説明がありました。

説明後、参加者からの質問に対応し、個別に施術録の点検を入念に行い終了しました。



柔道練習会

平成 22 年 9 月 5 日（日）午後 3 時より、三重県津市の高田高校武道場で、柔道練習会が開催されました。

10 月 11 日（月・祝）に講道館で開催される、第 19 回日整全国少年柔道大会、第 34 回日整全国柔道大会出場選手はじめ、近隣の柔道教室の生徒たち、中学・高校柔道部員、本会会員の 70 名程が、汗を流しました。

連日の猛暑の中、この日も津市の最高気温は 35.5℃と暑くなりましたが、寝技、立ち技の乱取りで大会に向け調整しました。



応急手当指導員 更新講習会開催

平成 22 年 11 月 14 日（日）桑名市消防本部において、「応急手当指導員」の更新講習会が本会会員 7 名の参加により開催されました。

桑名市消防本部 防災指導センター 小林勝久様のご指導により、応急手当の基礎説明後、心肺蘇生法（心臓マッサージと人工呼吸）及び AED（自動体外式除細動器）の取り扱いを実習し、更に指導する立場におけるポイントを、非常に詳しく説明していただきました。

応急手当については数年ごとにガイドラインが更新されます。

以前に受講した講習会内容に変更が有り、参加者からは「目からうろこが落ちました。」といった声が上がっていました。

当日に「応急手当指導員認定証」が交付され本講習会は終了しました。



桑名支部たより

平成 22 年度 総会開催

平成 22 年 11 月 23 日（祝）午後 3 時より桑名市民会館 3 階会議室において、桑名支部の平成 22 年度総会が開催されました。桑名支部会員 22 名参加のもと、加藤正一支部長を議長とし、事業報告、会計報告、支部内規約の改正等について議事進行されました。

久しぶりに開催された総会ということで、それぞれの議題について会員からは忌憚のない意見が出され、慎重に協議した結果全ての議題が承認可決されました。

今回の総会には本会執行部より会長・副会長の 3 役にもご出席いただき、現在の執行部の方針等をお聞きし、会に対する要望等も出し今後われわれ柔整師の進む道を考え合う大変有意義な総会になりました。

続いて「介護予防ジム クオ」運営の栗田洋子様による介護予防事業所についての説明、宮澤智充会員より地域支援事業についての報告等がありました。

場所を変え午後 6 時から懇親会が開催され、会員それぞれが意見交換を深めました。

（広報部 伊藤昌夫）



松阪支部たより

救護ボランティア

平成 22 年 11 月 23 日（火・祝）に第 19 回松阪地区少年柔道大会が松阪市武道館で行われました。

松阪支部からは救護ボランティアとして 3 名（前田、田端、坂本）が参加し、選手のサポートをしました。

大会では小学生から中学生まで、白熱した試合が繰り広げられ、負傷者への対応も迅速に的確に処置できたと思います。次回の救護ボランティアは、平成 23 年 1 月に行われる松阪シティマラソンへの参加が決まっています。（松阪支部からは 8 名の参加を予定しています）

（松阪支部 坂本貴哉）



平成23年新春意見交歓会開催

平成23年1月16日(日) ホテルグリーンパーク津「葵の間」において、平成23年新春意見交歓会が開催されました。

午後1時から小柴徳太郎総務部長の司会進行により開始され、伊藤宣人副会長の開会の辞に続き冒頭開会の挨拶で伊藤和夫会長が、この1月1日より日整において5号様式で全国統一用紙となった件、全国決済制度、公益法人化に向けての取組み等に対して、「ご理解とご協力いただけますよう」と述べられました。

伊藤宣人保険担当副会長より「保険部よりお知らせ」があり、柔道整復師の置かれている厳しい現状や問題を詳細なデータで示し、急性・亜急性について、申請書作成のポイント、1月1日申請書用紙全国統一による新用紙の説明などがあり質疑応答にて終了しました。

学術部からは豊田長億学術担当副会長より「私の誤診や経験談」と題して、いくつかの症例にたいしての実体験をもとに具体的な注意点・対応などをお話いただきました。

若林績善選挙管理委員長からは、本会役員の任期満了(3月31日)に伴う役員選挙のお知らせが、その後協同組合への新規参入指定業者の挨拶がありました。

休憩を挟み午後3時30分からは新春意見交歓会に移り、伊藤和夫会長開会の挨拶に続いてご来賓の本会顧問 田村憲久衆議院議員より国政の状況、加藤正彦(社)三重県医師会会長より医療業界を取り巻く状況についてお言葉をいただきました。ご来賓ご紹介後、佐久間稔晴(社)愛知県柔道整復師会会長の乾杯のご発声によりご来賓・会員は意見交歓を深め途中カラオケ大会で盛り上がり、田口信二(社)岐阜県柔道整復師会副会長の一本締め、豊田長億副会長の閉会の辞でお開きとなりました。

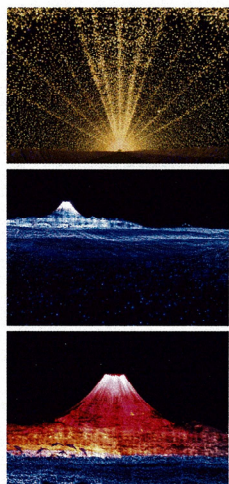


祝辞を述べる本会顧問 田村憲久衆議院議員



挨拶する伊藤和夫会長

表紙・9ページ・11ページ写真説明



なばなの里ウインターイルミネーション

2010/11/5～2011/3/13 (桑名市長島町)

光の回廊『華回廊』(200m)120万球の輝き どこまでも続く光のトンネルに歓声「なばなの里」ウインターイルミネーションの人気スポット。LEDイルミネーションの人気高まる中、120万球もの白熱電球本来の暖かいイルミネーションの光が心をも包んでいます。

今回新登場！テーマは『富士と海』

8000坪の広大なあじさい・花しょうぶ園を太平洋の大海原と見立て背景には「日本一の山富士山」が大海原にはイルカの親子が仲良く泳ぐ姿もイルミネーションで表現されています。

新入会員紹介

- ①入会日
- ②施術所
- ③施術所住所
- ④柔整師になった動機
- ⑤趣味
- ⑥今後の目標



四日市支部 奈須 和光 先生

- ①平成 22 年 9 月
- ②和 接骨院
- ③四日市市ときわ 1 丁目 3-7
- ④学生の頃、部活動で怪我をしても何の対処もできなかった時に、今後も運動を続けてい

くうえでは身体のことを深く知る必要があると思い柔整の道に進みました。

- ⑤子供と遊ぶこと。
- ⑥患者様にとって心地よい居場所（接骨院）になれるよう、常に初心を忘れず精進していきます。



松阪支部 三田 康代 先生

- ①平成 22 年 11 月
- ②さんだ鍼灸整骨院
- ③松阪市日野町 579 番地 1
- ④人に喜んでいただける仕事がしたくて、この道を目指しました。
- ⑤海外旅行

- ⑥患者様に笑顔で帰っていただける施術所にしたいです。



再入会会員紹介

- 鈴鹿支部 中島 晶弘 会員（若松整骨院 鈴鹿市若松北 2-16-31）

退 会

- 鈴鹿支部 稲生 好材 会員（平成 22 年 7 月 31 日）

お悔やみ

- 伊勢支部 伊藤 宣人 会員（平成 22 年 9 月 28 日 ご母堂様告別式）

編集 後記

平成 22 年後半からの話題をお伝えしました。田村憲久衆議院議員・伊藤和夫会長対談及び柔整ホットニュースに平成 22 年 8 月 16 日掲載されました、本会伊藤宣人副会長の「国保中央会 5 項目の提言について業界内外の論客に意見を伺う！」には、現在の柔整師のおかれている厳しい状況やその背景が凝縮されています、ぜひ一読ください。

年初で何か明るいと、なばなの里（桑名市長島町）の御協力によりウインターイルミネーション（2010/11/5~2011/3/13）より「光のトンネル」「富士と海」を表紙等に掲載させていただきました。ありがとうございました。

今回も大変お忙しい中、原稿をお願いしました会長・副会長はじめ諸先生方、事務局の方々に心より感謝いたします。

（広報部長 伊藤昌夫）

● ● ● ● ● 皆様からのご投稿をお待ちしております ● ● ● ● ●

あ て 先：（社）三重県柔道整復師会事務局

メールアドレス：info@miejusei.com

F A X：（059）222-3857

また本会ホームページ <http://www.miejusei.com/> もご覧ください。